

人権研究会

現代社会と人権について（発表要旨）（二）

松 本 昌 悦
江 場 純 一
鈴 木 信 重

『グループ人権の法律問題』（略称『グループ人権』）は、中京大学シニアカレッジで松本昌悦教授が主催した講座『人権の法律問題』を受講したメンバーが中心となり、松本教授の理解と協力をえて発足したものです。発表要旨のまとめと毎回の発表テーマの選定及び記録を鈴木が担当し、本稿の編集は、標記の三名が担当した。なお、講評は松本教授が担当した。（文責 鈴木）

二八、人権を支えに生きてきた

七三歳の人権論

1. 武井昭夫と山崎正和、基本的人権と二人の男達との係わり
本年二月一日友人が亡くなった。葬式の帰りに転んで歯が欠けて喪服が破れた。転ぶのは老いの証拠といひます。

本年は、武井昭夫からの年賀状がなかった。昭和二年（一九二七年）生まれの輝ける初代全学連委員長武井昭夫は、最近の雑誌の対談の中で「九条の思想は、人民の未来を照らすインターナショナルなものとして普遍化さるべきだ、と思います。日本は自らのその現代史を省みて、非暴力革命、非武装社会主義の実現を追及すべきだ」（『思想運動』〇五年八月一・一五号）といひます。また、きれいな字の年賀状をくれた山崎正和は、本年二月中教審会長になった。この保守派オピニオン・リーダーはイラク戦争開戦直前のインタビューで国連安保理決議一四四一（イラクに大量破壊兵器の挙証責任を課した）により「道義性は米国にある」とし軍事行動を支持したが、「もうイスラムの世界に任せ、アメリカは手を引くべきでしょう」（朝日三月一二日）といひます。彼は満洲にあった瀋陽千代田国民学校の同級生で、自分が「天皇陛下も糞をする」といひたら、彼に「お前は非国民だ」と糾弾されどつかれました。京大時代は小松左京をリーダーとする共産党の主流派党员だった。

武井昭夫はおそらく活動を終えるだろうし、山崎正和は思想

界に君臨し続けるでしょう。満洲国で生まれし連軍侵攻にあい、戦後の共産党に入党し除名され本人訴訟を起こし、松本ゼミに出会った。自分は日本国憲法の基本的人権に係わり続けてきたと思う。満洲体験と共産党体験を中心に、自分の人生と人権について考えてみた。

2. 中学生が小学生に、奉天一中の徽章が戦後を決めた

一九三四年（昭七）一月生まれで明仁天皇と同学年で、日本の最後の旧制中学生。石原慎太郎は二歳上だが、自分の同年の友人と一緒に入社試験を受けているので、同世代といえる。敗戦の年四五年（昭二〇）九月奉天一中（現瀋陽市）一年のとき葫蘆島経由で引揚げ、叔父の勧めで一旦西枇杷島小学校（當時は国民学校）六年生に編入しました。処が、名古屋のバスで奉天一中の徽章をつけた帽子をかぶっていたら引揚者らしい人が明倫中学（旧制）への編入試験を教えてくれて、小六から中一へ編入したわけです。一緒に編入した生徒に初代愛知県労働基準局長の息子がいたが、官舎もなく明電舎の寮の一室に住んでいて、新聞紙の余白をノート代わりにしていた。

当時の明倫中は徳川家の瀋陽千代田家の明倫堂で、一中（現旭丘高）と並ぶ名門校でした。父親は満鉄の駅長だったが当時重度の結核で極貧所帯。自分の旧制中学編入で生活保護を打ち切られたが、沖繩出身の宮城家には男子は教育という悲願があり、母親と姉が働いて生活を維持した。中学・高校とも日本育英会の

奨学金を借りたが、学校は貧しい生徒に親切だった。四七年（昭二二）学制改革で中学校は義務教育となり、名古屋西高（旧県立第二高女）併設中学に移った。数学教師は女で、質問をすると怒った。つまり、質問は教師に対し失礼だったのです。

旧制中学校には女子生徒は居ません。男子生徒は旧制中学校から旧制高校、帝国大学に進むが、女子にとって旧高女が最高学府だったのです。戦後の教育改革で中学校が義務教育となり、男女同権となったのです。

貧しかったが向学心と好奇心は旺盛だった。小二でゾルゲ事件を知り沖繩出身の宮城与徳に興味をもった。その後も伏字だらけの大杉栄伝やH G ウェルズの文化史大観上下を読んだ。東邦ガスや東邦学園を作った下出家の孫と明倫中で仲良しで、昭和一六年刊の石井桃子訳「クマのプーさん」を借りた。現在の中高生に、自分達旧制中学生のレベルを乗り越えてほしいと心より願う。

3. 親しみを込めた愛称が悪口とされた組織に居た

一九七七年（昭五二）頃の一二月、年末賞与が出る前夜、愛知県民商中村支部（民主商工会〓共産党系の中小企業組織）から解雇された。理事会の決定だが（自分は事務局員として出席していた）、偶々その日は仕事の都合ででていなかった。翌朝出勤したら、スクラムを組んだ役員達に通門を阻まれた。事務所の鍵は所員全員がもっていたのに付けかえられた。荷物は風

呂敷包みにまとめられていたが受け取りを拒否した。未払賃金と解雇予告手当が現金書留で送られてきたが、開封もせずに戻し返した。

実の処、解雇は予期していた。日本共産党を除籍されていたからです。仲間の家で雑談中、不破哲三をフワフワデブゾウ、上田耕一郎をウエダタコイチロウといった。自分では愛情を込めて冗談半分にいったのだが、これが党幹部を誹謗したとして告発されたのです。地区委員会からいい話があると、真夜中に呼びだしがあった。自分は西枇杷島町長選にでよということかと思い、断った。これが査問拒否になったのですね。毎日出勤を続け抵抗したが、仲間であった事務局の連中に襲撃されて血まみれになった。中村区の斉藤外科で診断書を貰い中村警察署に告発した処、家庭の事情を心配された。警察は、共産党員の動きや家庭の事情をマークしているのです。

そして、七八年（昭五三）名古屋地裁に訴訟を起こした。自由国民社の『訴訟はひとりで行ける』（題は違ふかもしれない）で勉強し代理人抜きで本人訴訟をやり、準備書面は自分で書き証拠も自分で調べた。原告は自分一人、被告は日本共産党員の中村民商理事会。事務局長の証言から、解雇文を書いたのは加藤洪太郎弁護士でした。彼は名古屋弁護士会の会長・副会長を努めました。残念ながら、約一〇年後敗訴しました。

4. 七三歳、人権に支えられた人生が続く

名大経済学部在籍していたとき名大細胞を再建しました。名大は全学連の日共系の拠点となりました。五七年（昭三二）に卒業したが名大細胞に籍を置いたまま、西区にあった中部糧秣工業の倒産に立会い労働組合を結成した。その後、産別会議系の名古屋合同労組に係わり、職安の紹介で料亭の葵荘藤久に勤め首になったりしたが、一貫して依拠したのは労働者の団結権です。西枇杷島細胞でも、機関紙アカハタの拡大に努めた。民商の給料の一部は紙代になったんです。それくらいノルマを課された。

人権で自分の身を守るしかない。自分自身の理論闘争です。新聞で中京大学法学部大学院の社会人聴講生募集の短信をみて、労働法の橋詰洋三教授に出会い、満州国の法制を高田源清先生から教わり、憲法学の松本昌悦教授に行きついた。また、朝五時の近鉄で近畿大学のスクーリングにも通った。壮年期に訴訟を起こしその中で少年期・青年期の闘いが基本的人権に支えられていることを理解した。高齢期の人権を自覚して生きていきたい。

（文責：鈴木）

5. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△労働基本権は大事だが働くことは苦痛。首になると苦痛から開放される。△資本主義から社会主義は勉強したが、生きてきた時代が違くと生き方も違う。△生きていくためには就職をし

なければならぬ。働き給料を貰うことが生活。そこに人権がある筈。△人権がある筈の場所から人権が排除されている。△自分の会社の中で障害者の居る場を作りたいんだが、水道工屋にはそんな仕事がない。△徳川幕府は高利貸しと按摩を盲人の仕事とした。障害者は自分のための要求を作れ。△企業の本音はコストのために障害者を雇いたくない。補助金を貰うより違反金を払ったほうが得と考える。△日立は割と障害者を雇用していた。トイレからスロープなど施設に金がかかる。△障害者の家庭にヘルパーが入ることによって雰囲気が変わることがある。これも一種の人権の喚起となる。△医療・年金・福祉を政争にするのはおかしい。高齢化はボケや寝たきりが増えるということ。問題を放置できない。△経済成長は右肩上がりではできない。消費税も必要、金持ちから取るのも必要、ボケ老を姥捨て山にもっていけない。△健康な老人、能力ある障害者の活躍の場を作りだすことも大切。コスト論ではできない……。

●講評

人間の幸せを考えたとき、男と女・大人と子供・健康者と障害者など色々なステージでの幸せがある、憲法の人権条項は人間の幸せの根拠を示す。どの条項を使って幸せになるかの設計図であり道具といえる。憲法一一条は人権の自己獲得システムともいえる。障害で生活の手段を失ったら二五条の生存権があり、職場で差別待遇を受けたら二七条・二八条の労働基本権が

ある。

ステージ毎の幸せを確保するためには、立場立場で保障されている幸せの権利を援用する知識と努力とエネルギーが要る。痴呆の人や知的障害者はどうか。仲間と環境を作ることだ。法律はかなり整備されているし、実に使われていない法律が多い。本人訴訟を起こした宮城さんの経験は、人権を生かした事例といえる。

二〇〇七年三月一六日(金) 宮城 晴明

二九、雇用の現場が崩れている

新聞報道にみる労働基準法の危機

急遽報告となり、さて何をテーマにしようかと新聞の切抜きを眺めてみた。格差社会・ワーキングプア・ニートに非正規雇用など、雇用の現場を巡る記事が賑やかである。「並べるだけで一席持てるぞ」と気づいた。更に眺めてみると、原発の事故隠しに保険金不払い、スキー客満載の観光バス事故と未だに続く耐震偽造、この国の企業社会はどうなっちゃったのと思う。

この一年間の新聞記事により、労働現場の様子と労働法令の動きをみる。規制緩和の中で、労働行政がおかしくなり労働基準法体系が危機に瀕している様子が感じられる。報告では記事の内容を紹介したが、ここでは紙面に余裕がないので見出し

を中心にみていく。引用記事は、特に注記しない限り「朝日新聞朝刊」である。

①偽装請負・偽装出向 偽装請負製造業に横行 低賃金・解雇容易な労働力 キャノン・日立も(〇六・七・〇三)。好況置き去りの世代 「偽装請負」担う二〇〇三代なかば、固定化懸念(同上)。補助金受給請負に転換 松下系企業 派遣採用の二億円(〇六・八・二)。偽装請負事業停止へ 人材大手厚労省方針 来週にも命令(〇六・九・三〇)。日野自動車 一一〇〇人偽装出向 人材会社と違法契約(〇六・一〇・六)。派遣契約を「請負契約」と偽装した違反行為に止まらず、松下プラズマディスプレイは派遣労働者に対する補助金を受け取った。日野自動車は派遣をへ出向と偽装した。厚労省は八命令でいいの。

②外国人研修・実習生 雇用側の不正多発 今年一二五件外国人研修・実習生 低賃金や申請外職場(〇六・八・一七)。時給三〇〇円使い捨て 栽培学ぶはずが掃除・靴磨き・性暴力(同上)。

厚労省の不正認定は〇四年二一〇件、〇五年一八〇件、〇六年七月末現在一二五件。申請外の企業に又貸したり、実習生を残業代三〇〇円で働かせ寮費は天引き。明らかに違法行為を、親会社や行政は見逃している。

③長時間労働と店長 広がる対象外 残業・夜勤歯止めなく

(〇六・二・二八)。超過勤務「消される時間」じわり(〇六・三・七)。ニュースが分からん! 日本の労働時間何故長い(〇七・三・六)。店長「まともな働き方を」外食・コンビニ各地で労組結成(〇七・二・一七)。残業時間どう減らす 先進国で飛びぬけた大国 割増率アップ国会提出へ(〇七・二・八)。

労働基準法では労働時間は週四〇時間と規定。五〇時間以上働く人が三〇%いて有給休暇取得もままならぬ。理由は「時間内に仕事が付かない」。労働の規制緩和は、非正規社員を増やし正社員の長時間労働をもたらした。そして、
△店長▽という名目管理職・実質労働者が、過労死の最前線に立つ。

④パート・派遣と正社員化 脱「正社員」へ支援 厚労省が予算要求 格差是正を加速(〇六・八・二六)。パート待遇「正社員並み」 法改正案事業主の責務に(〇六・一一・二四)。派遣労働者規制 正社員化義務「撤廃を」 経財会議期間延長で「保護」(〇六・一一・一)。派遣待遇潜在危険 財界規制で契約期間短縮 厚労省正社員切り崩し懸念(〇六・一二・一)。パート無期契約に限定 正社員待遇 法改正案要綱対象ごく一部経営側への配慮鮮明に(〇七・一・一三)。

格差が社会問題になり少子高齢化の年金問題も心配。厚労省もおっとり刀で動き出した。政府の経済財政諮問会議(経財会議)は〇七年一〇月「労働ビッグバン」を打ち出

した。財界主導で、脱非正社員に歯止めがかからず、「パート法改正案」も正社員との差別待遇を禁止するのは雇用契約期間に定めのないごく一部。

⑤ホワイトカラー・エグゼンプション 「残業代ゼロ」導入明記 労働法制改正厚労省案 年収基準盛り込まず(〇六・一二・九)。過労と効果労使対立 賃金用抑制の本音 労組「違法状態にお墨付き」(同上)。「残業代ゼロ」提案固執 成立先送りでも論議期待の官邸(〇七・一・一二)。残業代ゼロ断念 参院選への影響回避 政府世論読み誤る(〇七・一・二三)。ニュースが分からん! 残業代ゼロ法案何故見送り(〇七・一・二三)。

多様な働き方(御手洗経団連会長)とか家で過ごす時間は少子化に必要(安倍首相)など発言しても、所詮は残業代減らし。経団連が四〇〇万円以上のホワイトカラーを対象にしたのに対し、同友会が異論を挟んでいた(〇六・一一・二二)。結局参院選への影響を恐れて回避した。こんな粗製論議で重要法案が決まっていくか。

⑥最低賃金 最低賃金罰則強化 法改正案要綱罰金五〇万円に引き上げ(〇七・一・二五)。ニュースが分からん! 最低賃金見直しどうなるの(〇七・一・二三)。

働いても生活保護以下の収入しかないワーキングプアが増え、最低賃金が問題になった。安倍政権の「再チャレンジ政策」に沿うというが、生活保護の母子加算が廃止される

中で「生活保護の施策との整合性に配慮する」というため、財界からは「生活保護の給付水準が下がれば最賃も下げる」という論議あり。

⑦労働契約法と「労働ビッグバン」 労働契約法波乱含み 雇用ルールを法で明確化（〇六・四・六）。 お金で解雇、残業代なし？ 労働契約法・労働時間制見直しへ（〇六・六・一八）。労働法制見えぬ出口 労使対立 中小に警戒感（〇六・七・二一）。 どう描く新たな働き方 競争力強化か格差拡大防止か（〇六・一一・一二）。 新労働契約法案に変更ルール 就業規則「万能化」に不安（〇七・三・一五）。

労働契約法の方向は、解雇の金銭的解決と「就業規則」の会社規定化と見えてきた。リストラや非正規雇用の増大で労使紛争が増加しているが、労働組合が弱くなり規制緩和の中で雇用が不安定化する。

⑧パートと年金 パート国保料 厚労省納付率向上を狙う 企業に負担反発も（〇六・一一・一二）。 パート年金 これでは拡大といえない（〇七・三・一二社説）。

⑨男女雇用機会均等法 「間接差別」規制できるか 均等法改正国会で審議中 「限定列挙」に懸念（〇六・五・一六）。 来月から改正「男女雇用機会均等法」施行 快適な職場の味方に（〇七・三・二八）。

「労働基準法」で憲法が定める必要な事項を規制し、「労働

組合法」による団結権・交渉権で使用者と交渉して労働条件を決める。労基法が定めない解雇・就業規則・配転・出向などは訴訟により積み重ねられた裁判所の判例による。こうして日本の労働者は、労働基本権に基づき労働条件と汗を流すも者の権利を向上させてきた。

現在、「国旗・国家・企業も尊重を 御手洗ビジョン提言発表」（〇七・一・一）。益々気ままにネオリベ路線を驍進する財界に対し、「細る労組試験の波 政策決定へかやの外」（〇六・一二・二九）という労働組合の実態がある。

1. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△実際若い連中は職場に束縛されたくないのが多い。△若い者も正社員として働きたい。でもニートにされてしまう。△何でも安い労働者を雇わなければならないかが問題。グローバル社会は一〇%の高給取りと九〇%の貧乏人を作る。△製造業は中国やインドへ行く。△アメリカは製造業をあきらめて金融とハイテクと軍事と農業にいった。△勉強をしない人や学校を中退する人はスキルがない。ワーキングプアの受け皿となる。△二〇〇七年大学全入になる。大学に格差がでる。スキルを与える大学がよくなる。△若者はフリーターになることに抵抗感はない。深く考えていない。何とかなると思っている。△遊ぶものが多いので親に金がある間はそんなに考えない。△教員は本俸の四%の手当てが残業代の代わりになっている。休憩時間は実質的

ない。△長時間労働は考える時間をなくす。権力者は労働者が考えないようにしている。△週一の残業ゼロデイはあるが、息子の労働時間が長すぎる。この状態はよくならないか。△労働組合が長時間残業をとめられる。昔はそうやっていた……。

●講評

現在の労働基本権を巡る動きを考えると、女性の労働参加が実質的に促進要因になってきたと思う。つまり、男女雇用機会均等法で拡大した女性の労働に関し労基法上の保護規定を設けたが、同時に女性が様々な働き方を選択するようになり、これが雇用の多様化に結びついてきたのではないか。

実際に労働者が働き手として権利が保障される制度になっているか問題だ。使用者は、偽装請負や派遣などを法制度をかい潜って巧妙に使っている。派遣労働やパートなど不正規雇用が増えているのは明らかであり、働き方の実態にたって夫々の立場の権利の確保をどのように法制化していくかが急がれる。

二〇〇七年四月二〇日（金）鈴木 信重

三〇、「戦後レジーム」の回復を 二〇〇七GWの新聞記事から憲法を読む

引き続き報告することとなり、さて何をテーマにしようかと再び新聞の切抜きを眺めてみた。憲法制定六〇年の本年のGW。憲法関連記事は充分あり、しかも、この国の人権が困難な事態に至っていることが歴然とする。

「憲法改正を私の内閣でやる」と九九条われ関せずと振舞う安倍政権になって、裁判所の判決もそれに倣っているかのようにみえる。「戦後レジーム」というものがあるとすれば、いま必要なのはその回復でないか。前号同様、紙面の制約から見出しを中心にみる。引用記事は、『朝日新聞』である。

1. 特集記事「日本憲法の六〇年①～⑤」からみる憲法と人権の現在

ゴールデンウィークGWの真中は、五月三日憲法記念日である。日本国憲法施行六〇年のこの国の様子をみる。

①二五条（生存権）生存権崩れゆく一線 貧困層広げた「自助努力」 多様な仕組み必要（四・二七朝刊）。母子家庭を支援するNPOのプログラムに書き込みがあった。「生活が苦しい原因を作ったのは自分自身」「夫婦でやっとの生活より恵まれている」。現在、生活保護の老齢加算廃止に対する訴訟の東京都内のお年寄りの原告達が、表に出るのをためらう。幅を利

かせる「自己責任論」。生活保護基準さえ下回る貧困層の広がり。ささくれ立った社会が、母子家庭やお年寄り達をひんやりと包む。五七年の『朝日訴訟』が切り開いたこの国の社会保障制度は、中曽根臨調の『小さな政府』と引き続く規制緩和路線の中で、二五条に依拠した生活保護基準さえ切り下げようとする。「驚くべき世の中に到達したなと思います」朝日訴訟に携わった新井章弁護士はいう。

②一三条（個人の尊重） 安全に揺れる個の尊重 住基ネット管理の不安無関心 防犯カメラ住民自ら設置推進 強まる「公」の重視（四・二八朝刊）。 「何が悪いの」「難しいことは分かん」。

便利さを理由に国が個人の情報を管理する。「プライバシーを主張する人も実際に犯罪にあったらどうする」、三軒も離れると誰が住んでいるか分からない時代。犯罪に対する安全を求めて住民自らが防犯カメラを設置を要求する。「主権者たる国民がみんなで決めたことでも一人ひとりの個人を尊重する原則は侵してならない」（樋口陽一）。そこが揺らげば、国家は個人を侵害する。格差社会・競争社会などしのびよる不安の中で、市場原理主義政策が推進され自己責任が強調される。イラクの日本人人質事件で武装集団に誘拐された三人に匿名の非難が押し寄せる。ボランティア活動を行き過ぎた個人主義と平然と非難する統治者の発言の中で、知らぬ間に「公」重視の法案が国会を通過する。

③一四條（法の下平等） 「国民」多様化の波 米国での代

理出産日本国籍を踏み絵 外国籍権利に制約（四・二九朝刊）。最高裁は三月米国人女性に代理出産してもらったタレントの向井亜紀さんを母親とする双子の出生届は受理しないと決定した。代理母を母親として届ければ父親は日本人で日本国籍がおりる、その上で養子縁組すればいいという説明。戦後日本はサンフランシスコ講和条約が発効した翌五二年朝鮮・台湾など旧植民地出身者の国籍を喪失させた。戸籍法の適用を受けない人を国民としない八国籍条項である。かつての皇国臣民は国民年金や選挙権の適用を除外され、戦傷病者や遺族への補償でも排除された。日本国籍を踏み絵にした差別は続く。

④一一条（天皇の地位）・九条（戦争の放棄） 不戦と天皇戦後の両輪 贖罪・平和に祈り連綿と セットで条文化（四・三〇朝刊）。 九四年天皇・皇后夫妻は初めて硫黄島を訪れ慰霊碑に花束を供えた。九五年長崎・広島・沖縄を訪問、〇五年にはサイパン島へと慰霊の旅を続ける。「過去のような戦争の惨禍が二度と起こらないよう、戦争や戦没者のことが戦争を直接知らない世代の人々に正しく伝えられることを心から願っています」と述べる。九条と一条、この二つの条文はその生い立ちから密接不可分だったとされる。そして、『硫黄島からの手紙』を制作したクリント・イーストウッドは「嘩然としたが映画に出た日本人の俳優は一回も硫黄島のことを聞かされたことがないという。この話は学校で教えられない。この期間のことは記憶からかき消されたように」と述べた。

⑤立憲主義 権力抑制より国民統治 脱戦後レジームへ一気

「立憲主義」の認識薄く（五・一朝刊）。四月二十四日九段会館

で開かれた自民党の「憲法制定の集い」は高揚した。『国民投票法案』は衆院を通過し、「戦後レジームからの脱却」を掲げ

改憲へひた走る。討論会の司会役舩添要一党参院政審会長が口にした「憲法は国民が身を守るためのもの」という立憲主義は省みられない。「どんな党が政権をとっても心配のないように憲法を考える」（民主党枝野幸男氏）。だが、施行六年「権力の抑制」より「国民統治の規範」とみなす憲法観の倒錯が広がる。

2. GW期間にも憲法は動くⅡ憲法と人権を巡る記事をみる。

①残留孤児訴訟 残留孤児広島でも敗訴 地裁判決「必要な

支援した」（四・二六朝刊）。残留孤児に年金満額 孤児の要

望と隔たり（四・三〇朝刊）。残留孤児が全国一五地裁で

起こした集団訴訟で国の賠償を命じたのは昨年一二月神戸地裁判決のみ。気が引けたのか安倍内閣は北朝鮮拉致被害者の支援策を参考に生活支援に乗り出した。

②強制連行訴訟 個人の賠償請求権否定 最高裁「日中共同声

明で放棄」中国人の敗訴確定（〇七・四・二七夕刊）。司法

救済の道閉ざす 政府側に押付け（同）。戦後補償訴訟 慰

安婦など四件も敗訴最高裁原告の請求権否定（四・二八朝刊）。

最高裁は第二小法廷（広島地裁西松建設事件）に引き続き第一・

第三小法廷が劉連仁事件など四件の訴訟で原告側を退け敗訴と

した。強制連行は「日本軍国主義の中国人民に対する重大な犯罪」であり日本側に「適切な処理」を求めたものの、「七二年の日中共同声明により賠償請求権は放棄された」とし法による救済の道を閉ざした。

③君が代伴奏命令（少し以前の記事だが） 君が代伴奏命令

「合憲」 最高裁「思想強制でない」 教諭の上告棄却五裁判

官、一人反対意見（二・二八朝刊）。これは第三小法廷、反

対意見は藤田宙靖裁判官だった。

④国民投票法案・集団自衛権有識者懇談会 国民投票法案を可

決 衆院委、野党は反発（四・一三朝刊）。改憲賛否の運動

公務員何処まで 判断基準作りこれから（四・二六朝刊）。／

集団自衛権解禁探る首相 有識者会議近く発足（四・二五朝刊）。

集団自衛権懇談会メンバー 積極派ずらり首相寄り 人選は

官邸・外務省主導（四・二六朝刊）。三年後の改憲国民投票

なんて待ってられない。「解釈改憲」で実績作りを進めるこ

とになる。

GW期間優れたコラムもあったが、少し後日の早野透コラム

ニスト『ポリテカ日本 問われる改憲の品位』（五・一四朝

刊）が引用した『日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会』

のK議員の、従軍慰安婦にお詫ごと反省を述べた官房長官談話

の河野洋平氏への発言。「この程度のことを外国にむけて謝ら

なきゃいかんのか。兵隊にも何の楽しみがなくて死ねとはいえ

ない。楽しみもある代わりに死んでくれといっているわけでしょう。こんなレベルの連中が、「戦後レジームからの脱却」への高揚感で陶醉している。中国・韓国を目をごまかして五万円の真神を供えたり、慰安婦でブッシュ大統領に釈明するような世襲議員達の命令で死んでもいいですか。

3. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△高野連の問題は金儲けや憲法の規範を尊重しない最近の日本国民の風潮。△中国や韓国が充分強くなった。安倍は温家宝や盧武鉉の前で靖国へいくとはいえないで国内だけで言っている。△蛭ヶ野高原に若い連中が別荘を持ちだした。一〇〇%自分の楽しみで世の中に無関心。貧乏人は自分の責任と思っている。△教師も自衛隊員も憲法が変われば自分達の生活も変わる。普通の家庭では憲法なんて関係ないと思っているのでは。△子供たちに余裕がない。ということは親に余裕がない。格差社会では人を追い詰め政治に対する余裕をなくす。△大東亜戦争が始まる頃は皆貧乏。いま皆金持ちだから満足しているのでは。△現実を考えると防犯カメラも住民コードも当たり前と考える。多くの青年はそう思う。△資本主義が共に助け合う社会を崩している。それを回復するのが憲法の規範の筈。△自衛隊は軍隊でしょうという小泉前首相も自分の内閣で憲法を改定すると発言する安倍首相も九九条の憲法尊重擁護義務に違反しているのでは。△これだけみると「朝日」は「読売」や「産経」と違う

ことが良く分かる。右翼が攻撃するわけだ……。

●講評

解釈合憲論は、膨大な自衛隊拡大と対米関係を重視する国際情勢の中での自民党政府の政治判断であった。解釈違憲論はいわば国民を納得させるために政治がとった解釈合憲論のなし崩し路線でないか。国民投票法の狙いは九条二項の改定にあるのは明らかだが、国民主権・基本的人権・平和主義とかつ憲法の三要件は変更の不可能な原則であり、第九条は規範性がある。九九条の憲法遵守義務違反に関する事項は政治的には可能だが、法律論として訴訟に耐えうるか問題が残る。政治家の発言が司法裁判の対象になるかどうか司法権の限界もある。

二〇〇七年五月一八日(金) 鈴木 信重

三二、どぶろく作りは人格的生存に不可欠か？ 幸福追求権を考える

1. どぶろく裁判 自己目的の酒造りは酒税法違反の有罪判決
日頃からどぶろく造りを提唱し国税庁長官に『利き酒の会』の招待状を送付した作家の前田俊彦は、『酒類製造の免許を受けることなく清酒を製造した』と告発され、八六年三月千葉地裁より「酒税法違反」として罰金三〇万円の有罪判決を受けた。

第二審は控訴を棄却（八六年九月）したため、被告は①自己消費目的の酒造は『酒税法』の保護法益を侵害せず従ってこれを処罰することは実態的デュー・プロセスの理論からして許されない、②自己目的の酒造は憲法一三条で保障される幸福追求権の行使でありまた経済社会政策の規制外の行為であるから合憲性を判断すべきである、と上告を行った。九六年一二月最高裁は上告を棄却した。

2. 幸福追求権は稀有の生命を与えられた天賦の生涯を豊かにすることにある

憲法一三条の幸福追求権は、ジョン・ロックのいう「人間は自分自身の主人であり自分自身の一身およびその活動すなわち労働の所有者である故に、依然として自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっている」という思想が、合衆国憲法を経由して反映していると考えられる。この所有権は更に、「何が自分にとって幸福なのか」を自分自身で決めるへ自己決定権Ⅴと自己決定した幸福の内容を実現する権利との両面から保障せられる必要がある、という主張に展開されていく。

一般に憲法一三条後段の「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利Ⅴの生命・自由・幸福追求権の三者の關係は三者を區別せず統一的に幸福追求権として捉える。これに對し、小林直樹教授は九七年五月早大隈行動で行った『日本国憲法施行五〇周年記念講演会』で、概ね次のように述べた。「この条項

は合衆国独立宣言に由来するというという歴史的沿革よりも、生命哲学的意味が重要である。各人は夫々の「有難き人生Ⅴを与えられたものとして、天賦の生涯を豊かにしていく義務を負っている。生命権は単に自己保存（そこから正当防衛権等が生じる）を意味するだけでなく、奇跡というべき生命を最大限に充足させるへ自然義務Ⅴともいうべき課題を与えられている。神を信ずるにしろ信じないにしろ、因縁によって稀有の生命を与えられた人間は自己実現の目標を自ら選ぶ自由と権利を有する存在であり、各個人は夫々千差万別の目標を追い求めているが、その充足目標は「幸福Ⅴにある」といえる。アリストテレスは「人間の究極目標は「最高善たる幸福Ⅴであり理性によってそれを追求するのが人間の卓越性にふさわしい」と述べたが、幸福追求権の意義理解に重要な示唆を与えている」。

3. 幸福追求権は人格的に自立した自己を主張する

それでは、幸福追求権は裁判での救済を受けることができる具体的な権利ということができるか。

消極説は、具体的内容をもった法的権利とはいえない、憲法には具体的な基本的人権のカatalogueがあり幸福追求権を具体的な権利とする必要はない、などの根拠をあげる。積極説は、独立宣言時には具体的内実をもった人格的生存に不可欠な権利であった、憲法の各人権規定は歴史的に問題になったものを取り上げずに過ぎず必ずしも網羅的ではない、社会が複雑になり憲法制

定時予想もしなかった法益侵害が生じこれらを憲法上の権利として救済するため一三条は△新しい人権▽の根拠となりうる、などという。

ただし、消極説からいうと一三条から求められる△新しい人権▽は一義的に定まっておらず厳格な基準に基づかないとし、アメリカ法にいう△実体的デュー・プロセス▽からみて司法審査の対象として適切かどうかという問題が生ずる。憲法三一条は法廷手続きの保障を定める。積極説をとるにしても、できる限りその内容が定義から限定されることが望ましい。そこで、「幸福追求権は、一三条前段の個人の尊厳と結びついて人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利」(佐藤孝治)という見解が妥当ではないか。

4. 幸福追求権の内容を巡って人格的自立権から「新しい人権」を展望する

まず、一三条と一四条以下の人権の個別規定の関係について。一三条は一四条以下と競合して保障する説(保障競合説)と一四条以下によってカバーされないものを保障するという説(補充的保障説)がある。後者は幸福追求権を一四条以下の個別的基本権とは一般法と特別法に類似した関係と捉える。

次に、自由権の総則規定か、全基本権の総則規定か。自由権説(佐藤幸治)は自由権と社会権を区分し、社会権の総則規定

として二五条があるとする。全基本権説(例えば芦部信喜)は幸福追求権は広い観念であり自由権と社会権を包括すると考え、ともに人間の尊厳の確保⇨幸福追求のために資するもので性格・目的は同質とする。

具体的内容をみる。幸福追求権の主たる構成要素は人格価値そのものに関する権利に求められ、それは人格的自立権⇨自己決定権に係わる。一般的自由権説は、人格的価値から趣味・志向までおよび憲法上の補償対象が拡張するメリットはあるが人権のインフレ化を招くとする。人格的自立権説は、人格的生存に不可欠な利益を内実とする権利で自己決定権をその一部を構成するものとし、自己決定の対象として生命・身体の処分(尊厳死・臓器移植等)・家族の形成と維持(結婚・離婚等)・リプロダクション(避妊・中絶等)・ライフスタイルなどをあげる。それでは、「新しい権利」の資格要件は何か。社会的支持があること・かなりの頻度で侵害され救済の緊急性必要性があること・権利としての内容的独自性が認められその権利が他人の権利を侵害する恐れがないことの三点を挙げておこう。代表例として、環境権・プライバシー権・名誉権などがある。

5. どぶろく造りは生存権に不可欠な自由か? どぶろく裁判から考える

一番は、自己目的の種類製造も経済活動ととらえ、国の財政政策上の目的のための経済活動規制は立法府の裁量に委ねられ

著しく不合理な場合に限り裁判所は違憲無効とできるとしたうえで、酒税収入確保のため自己消費目的の酒造禁止の一応の必要性・合理性を認めた。二番は更に、酒税収入が激減する恐れがある、非課税の自家用醸造酒の購入者と酒税のかかった酒類の購入者との課税上の不公平を指摘。最高裁もこれらの判旨を認めた。

さて、「憲法二二条の公共の福祉による制約の対象になるのは営業用の種類製造」（小林武）とすると、営業目的でない酒類製造は何故許されないか。酒税法の合憲性は相当に疑わしいのではないか。梅酒は何故いいのか。「人格的生存に不可欠な自由を制限する規制・司法審査は厳格に行われるべきである」は納得する。だが「人格的生存」とは何か。どぶろく造りは彼の生存権に不可欠な自由か、あるいは「自己の生命、身体の処分や家族の形成や維持のかかわること」といえるか、いささか疑問にも思えてくる。一二条は奥深い問題を突きつける。

6. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△村上ファンドやホリエモンは幸福追求権の限度を破った。△木村剛がよくてホリエモンがイカンという根拠は何か。ホリエモンは決算書をこまかしたただけだったのでは。△マスコミが騒ぎすぎて正当な幸福追求権を侵害する。△行政や政治がやるべきことを検察が裁判所を利用してやろうとする傾向がある。△三権分離というのが日本は裁判官の任命権を事実上政府が握り

司法の機能が弱いのではないか。△最終的には司法に持ち込んでも政治決着をつけるのはいいが、検察の進出が容易すぎるという傾向はある。△花札賭博や平和的生存権が生きていた時代から五〇年も過ぎれば幸福追求権の中味が違ってくる。△経済的に豊かになったのは確かだが精神的に豊かでない。そこを政治が狙い打つ。教育の現場にそれがある。△北九州で生活保護を辞退させられた。行政が生存権と幸福追求権を侵害する。△これだけ増税や年金のいんちきがあるとデモが起る筈。抵抗権が眠らされている。労働組合が弱い。△徴税と戦争が国家権力の究極。個人の幸福追求権で国家に対抗できるか……。

●講評

幸福追求権は昭和三〇年代頃までは賭博罪などに援用されたが、「新しい人権」が派生する時代となって、成文法である日本国憲法での人権救済にとって、一二条前段の個人の尊重を含めその意義が益々重要になってくるのではないか。本年二月の住基ネット大阪高裁・名古屋高裁金沢支部の判決では、プライバシー権・包括管理権・氏名権・自己情報コントロール権を含め一二条が使われた。人権のインフレ化という懸念はあるが、人権侵害の拡大に対応する根拠としての一二条の意義が深まり、来るべき最高裁の判決が期待される。

ロックの生命・自由・財産権から新大陸一三州の抵抗権に繋がる幸福追求権の概念の展開も考慮すべきだろう。

三二、何故国民は受け入れるか？

自衛隊と憲法第九条について

この七月の参院選で自民党は惨敗したが、安倍首相は退陣しない。憲法九条があるにも関わらず自衛隊の規模と行動範囲は拡大し続けている。国民もこれを受け入れる風潮があるが、これはいったい何なのか。自衛隊の歴史、政府の憲法解釈の変遷と対米関係を振り返りながら、第九条の今日的意味を考えてみたい。

1. マッカーサー書簡による七千五百人の警察予備隊は四年間で一五万人装備の自衛隊になった

「警察予備隊の創設」一九五〇年六月一日日朝鮮戦争が勃発し、七月八日吉田首相宛にマッカーサーの「日本警察力の増強に関する書簡」が送達された。「日本政府に対して七五〇〇〇人からなる国家警察予備隊を設置するとともに海上保安庁の現有保安力に八〇〇〇名を増員するよう必要な措置をとることを許可する」という。吉田首相は香川県知事増原恵吉に「警察予備隊員は特別職の公務員である」とする創設事務の責任を委ねた。月給は最終的には四五〇〇円、警察官の給与を二割程度上

回り衣食住つきの破格の条件といえた。(当時旧制中学校卒業の二〇歳の若者の月給は三〇〇〇円程度。) わずか三日間の募集期間にも関わらず、七五〇〇〇人の定員に対し三十八万人を超える応募があった。GHQにより兵器生産と研究を禁止されていたので、「特別極東軍事予備品計画」SFRPと呼ばれる米軍の貸与によりカービン銃・機関銃・ロケット弾発射砲・一五五ミリ榴弾砲・火炎放射器・中戦車などを装備した。スタッフ(文民)とライン(制服)を明確に分離するため、へ内局を設け一〇〇名以内を条件に予備隊長直属の背広の幕僚を組織した後藤田正晴(警備課長・金子一平(会計課長)などの旧内務官僚を当てた。幕僚長は、当初GHQのウィロビーをバックに激しい工作をした服部卓四郎が有力視されたが、吉田首相はこれを阻止した。旧軍人起用を拒絶したかにみえた警察予備隊の発足であったが、その方針は長く続かなかった。社会主義中国の成立と東西冷戦の激化により、米政府が日本の軍事基地化と再軍備を必要としたからである。

「保安庁の設置」五二年四月対日平和条約と日米安保条約が発効し日本が独立すると、米政府は占領軍が撤退した後の自主防衛体制を日本に要求し、政府は警察予備隊を改変した定員一万人の保安隊を造り同年八月「保安庁」が設置された。海上部門を統合し「警察力を補う」目的を削除した結果、軍隊としての性格が濃厚となった。五二年頃より陸士・陸大卒で戦時中陸軍省軍務局や参謀本部で戦争指導を行ってきた佐官級の将校

が警察予備隊や保安隊に採用され、最終的には五〇〇〇人を超す旧軍学校卒業の将校たちが自衛隊初期に入隊し一九八七年制服組最後の森繁弘統幕議長が退職するまでの三六年間大きな影響を与えた。

「自衛隊の成立」それまでの在日米軍よりの△その都度方式△の武器借受方式では間に合わないため武器援助方式への切替えが図られ、五三年一〇月の△池田・ロバートソン会談△によりMSA援助で武器を増強することになった。五四年六月「防衛二法」（防衛庁設置法・自衛隊法）が成立、続いて陸自一五万人・海自一六六千人・空自六千人・統幕二〇人・事務官など一六二千人 計一六万四千人の防衛庁が発足した。（因みに、二〇〇一年度陸自一六万七千人・海自四万六千人・空自四万七千人 計二六万人）。

2. 建軍の本義を欠いた自衛隊はたちまちアメリカの軍事戦略に巻き込まれる

建軍の本義△軍隊の存在意義、どのように戦うかを欠いたまま存続する自衛隊といわれ、「明確な国防方針もない。防衛計画も決まっておらない。これではアメリカに行つてマトモな話ができない」（社会党石橋政嗣）。

岸信介内閣は五七年五月「国防の基本方針」を決定し、△外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たしうるに至るまでは、米国の安全保障体制を基

調としてこれに対処する△とした。

専守防衛・非軍事大国化・非核三原則を標榜しつつアメリカの軍事戦略に巻き込まれていく。一九六〇年新安保条約調印、七一年環太平洋合同演習（リムパック）、七八年ガイドライン（日米防衛協力のために指針）、八八年国連PKO活動に関する法律、九六年日米安全保障共同宣言、九七年新ガイドライン、九九年周辺事態法、〇三年イラク特措法……など、明らかに自衛隊の規模と安全保障体制は九条を逸脱している。

3. 自民党政府は九条解釈を拡大し集団的安全保障が標的にさらされる

では、政府の九条解釈の推移をみてみる。一九五〇年吉田首相（警察予備隊発足）△警察予備隊の目的は治安維持にある、従つてそれは軍隊でない。五二年吉田内閣（保安隊に改組）△九条二項は戦力保持を禁止、保安隊・警備隊は戦力でない、本質は警察上の組織。五四年鳩山内閣（自衛隊・防衛庁発足）△九条は自衛権を認めている、自衛のための任務を有しその目的の必要な範囲の実力部隊を設けるのはなら憲法に違反するものではない。七二年田中内閣（沖縄施政権返還）△九条二項が禁止する戦力は自衛のための最小限度を超える実力組織をいい、それ以下の実力保持は禁じられていない。八一年鈴木内閣（リムパック）△集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、九条の下において許容されている自衛

権の行使は我が国を防衛するために必要最小の範囲に止まるべきであると解釈しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって憲法上許されない。九一年海部内閣（湾岸戦争ペルシヤ湾へ掃海艇派遣）＝国連の平和維持活動に参加する場合の必要員の生命等の防衛のため必要最低限度の武器使用は、九条で禁止されているが武力行使には当たらない。九四年村山首相＝自衛隊は合憲、日米安保体制は堅持、非武装中立は歴史的役割を終えた。

次に、裁判所の判断。一九五九年砂川事件の第一審（伊達判決）は米駐留軍は九条の戦力保持に違反するとしたが、同年最高裁は禁止されている戦力とは我が国が主体となって指揮権・管理権を行使できる戦力で外国の軍隊はここであるという戦力ではないとした。長沼ナイキ訴訟では、七三年の第一審（福島判決）は平和的生存権を認め自衛隊を違憲と判断したが、八二年最高裁は上告を自衛隊の合憲性や九条解釈には触れなかった。以後も上告審は、第九条に触れていない。

4. 拡大解釈のうえに改憲、日本は法治国家たりうるか

九条の下での自衛隊は、目的は治安維持という国民を対象に軍隊としての装備を備えて発足した。更に装備・訓練とも米軍の指導で行われ、旧日本軍将校が不況の当時として破格な給料で採用された。旧日本軍の伝統でシビリアンコントロールが弱く、旧内務官僚の文官は文民統制というよりセクト主義に流れ、

五四年に自衛官の宣誓から憲法遵守を削除した。自民党政府は自衛権を否定することなく解釈合憲を拡大し、裁判所は行政の施策を追認し法の番人の役割を果たしていない。国際社会での日本という位置づけが欠如し、日本の外交は常にアメリカとの調整が重視された。防衛政策は、治安維持が当初の自衛隊の任務であったが、アメリカの日本防衛の義務化とともに自衛隊の増強と日本の国際貢献の名目でアメリカの世界戦略に組み込まれていった。

さて、安倍首相は憲法改正の執念をもっている。自衛隊の歴史と九条解釈拡大の経緯をみると、憲法遵守の精神がない自民党政府がどんな憲法を作っても、また拡大解釈により日本は法治国家でなくなってしまうのか。

5. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△内閣法制局の見解は自衛権は否定しない、日本国憲法下で集団的自衛権は行使できないという。△攻められたら軍隊が必要というのが草の根の感情に近い。△何処が攻めてくるか。中国は来ないとする北朝鮮か。△ミサイル攻撃を心配する草の根に九条二項は説得力があるか。△北朝鮮が暴発してミサイル攻撃するのは日本より韓国だろう。△日本人の嫌中国人・嫌朝鮮人感情は強い。それが改憲に利用される。△近代の軍隊は欧州もアメリカも中国も市民兵・解放軍。日本の軍隊はその経験がない。△フランスの軍は共和制を防衛する軍隊でアメリカの軍

は独立のために組織された。△軍隊は形を変えた政治だ。国の人民に対する強制力である。△自衛隊の宣誓が憲法遵守をなくしたのはそれが公務員の当然の義務だからか。けれども順法輕視の風潮を危惧する。△六〇年安保闘争はまだ戦争の経験が生きていた。経済成長が戦争体験を風化した面がある。△軍隊は経済である。武器輸出・海外派兵と安全保障は財界の要求。△小沢一郎改憲案（第一回例会で議論）は九条二項を否定せず、国連による安全保障をいう。このあたりが議論の始まりとなるべきだろう……。

●講評

自衛隊をいうとき、日本にとって国際貢献はどうあるべきかを考える必要がある。その場合最小限の戦力は持つべきだが最小限とは何かのコンセンサスが可能か。また日本人は生命を投げ出して国際貢献ができるか。

集団自衛権もさることながら、日本はどんな国際貢献をできるかを掘り上げて議論したらどうか。

二〇〇七年八月一七日（金） 中西 幹夫

三三、市民社会になれば当然の流れ 夫婦別姓について

1. 現在の仕組み 夫婦は同姓、離婚すれば元の姓に

男女共生の考えが拡がり夫婦別姓を求める動きが強まる一方、家族の崩壊を恐れて導入に抵抗する強力な意見がある。日本の法律は婚姻の効力を、夫婦同氏と届出義務で定めている。『民法第七五〇条（夫婦の氏） 夫婦は婚姻の際定めるところに従い夫または妻の氏を称する』『戸籍法第七四条（婚姻届） 婚姻をしようとするものは左の事項を届書に記載してその旨を届け出なければならない。一・夫婦が称する氏名。二・そのため命令で定める事項。』離婚した場合には姓は、『民法第七六七条（離婚による復氏等） 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。』つまり、夫婦同氏原則である。法律上では、同氏であれば△夫婦同氏・夫婦別氏△となるが、一般的には△夫婦同姓・夫婦別姓△が使われる。以下、両方を適当に使用する。

2. 三つの事例で見る裁判所の判断 夫婦同姓は憲法一三条に違反しないか

夫婦が「夫々の氏を選択する」旨の届出書をだし受理されなかった「夫婦別氏の婚姻届訴訟」に対する岐阜家裁審判一九八九年（平元）は、「家庭は個人の尊厳と両性の本質的平等を基

本としながら、その健全な維持を図るべき親族共同生活の場として尊重すべきもの……このような親族共同体の中心となる夫婦が同じ氏を称することは、主観的には夫婦の一体感を高めるのに役立ち、客観的には利害関係を有する第三者に対し夫婦であることを示すのを容易にする」ものであり、「民法七五〇条は現在においても合理性を有し憲法一三条・二四条に違反しない」とした。最高裁は、「謝罪広告等請求事件判決」一九八八年（昭六三）で「氏名は社会的に見れば個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時にその個人から見れば人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって人格権の一内容を構成するべきもの」とした。この訴訟はNHKが在日韓国人の名前をハングル読みでなく日本語読みで放送したものが、判決は外国人の氏名の呼称を民族音に寄らない慣用的な方法が存在するとした。

社会教育学専攻の図書館情報大学助教関口礼子氏（旧姓渡辺）が同学を提訴。大学より論文その他の氏名の表示は戸籍名を使用すべきとされ、一九八八年（昭六三）旧姓使用の提訴。九三年（平五）東京地裁は岐阜家裁と同趣旨で「戸籍名を使うのは合理的」としたが、「通称名であっても個人が一定期間専ら用し続けることによって当該個人を他人から識別し特定する機能を有するようになれば、人が個人として尊重される基礎となる法的保護の対象たる名称としてその個人の人格ともなりうる可能性を有する」とした。ただし、公務員が仕事の上で婚姻前

の旧姓を通称することは「未だ普遍的はいえず、個人の人格の生存に不可欠なものということはできない」としたので関口氏は控訴。東京高裁は、「通称も法律の保護の対象となりうる」とした。九八年（平一〇）裁判長は旧姓のみが利用できるよう努力を命じ、大学側も「真摯に受けとめる」とコメントを出し、両者は和解した。

3. 法律改正の動き 定まらない夫婦別姓の視点

七九年国連総会で採択され八五年批准された『女性差別撤廃条約』（女性に対するあらゆる差別を撤廃する）を受けて、夫婦別姓に向けた法律改正の動きが促進された。主な動きを見ると、九一年（平三）一月法務省法制審民法部会が婚姻や離婚制度の見直し開始、九五年（平七）九月同部会『婚姻制度の見直しに関する中間報告』、九六年（平八）一月同部会『民法の一部を改正する法律要綱案』決定。『要綱案』の中で示された八選択的夫婦別氏制ⅴは、①夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する②夫婦が各自の婚姻前の氏を称するときは、夫婦は婚姻の際に夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならない、とする。現在のところ、その他に次の試案がある。△例外的夫婦別氏制ⅴ〇二年（平一四）一月法務省再提案で△選択的夫婦別氏ⅴ反対グループへの対案で、夫婦同氏を原則とするが別姓を望む場合例外的に認めるとする。△家裁許可制夫婦別氏ⅴ同年

七月『自民党 例外的に夫婦別姓を実現させる会』（四名参加）は職業上の理由・祭祀の主催など婚姻前の氏を称する必要がある場合は家庭裁判所の許可をうる。△通称使用公認制▽○四年七月自民党高杉早苗氏案で、夫婦親子は同姓を堅持、職場等で旧姓使用する場合は届け出する。

4. 根強い夫婦別姓反対論 でも頼りの明治政府は夫婦別姓だった

夫婦別姓反対論は、根強く幅広く存在する。反対論の理由を煎じ詰めれば「家族の一体感の喪失と崩壊への恐怖心」といえる。一例として○二年三月香川県議会『夫婦別姓制度の拙速な導入に対する意見書』を見ると、「三世帯同居の減少や犯罪の低年齢化など家庭を取り巻く環境の変化に加え夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらし家族の絆を弱めることに繋がるとともに、子供に与える影響も計り知れないものがあり、我が国の将来に大きな禍根をもたらす」という。

全ゆる制度がそうであるように、家族の形態や姓名の呼称も時代の流れで変化する。△姓▽の起源は古代律令時代の氏（うじ）や姓（かばね）によりこれが△名字・苗字▽になる。△名▽は中国の諱（いみな）からきて、実名（諱）を他人が呼ぶことを禁忌とし同等者や目下を呼ぶ通称（長男なら太郎）が発達し、やがて△名前▽となる。姓名をその時代に併せていうと、織田弾正忠平朝臣信長は織田信長ではなく平朝臣信長であ

り、大石内蔵助藤原良雄は大石良雄ではなく藤原良雄となる。江戸時代の人口の九五％を占める農民・町人には苗字△氏の公式的使用は許されなかった。武家社会では、墓石等に妻は実家の姓と名が記載されており、夫婦別姓であった。

明治維新後、一八七〇年（明三）太政官布告で平民でも氏の使用が許可され、一八七五年（明八）同布告で苗字必称の義務化を定めた。明治政府は当初（明九太政官指令）で妻の氏は実家の氏を名乗らせたが（夫婦別姓）、一八九八年（明三一）成立の民法で夫婦別姓を廃止し夫婦同姓を採用した。そして、家制度△戸主制度を導入し妻が夫と家と同じくすれば、夫婦は家（戸主）の氏に即ち同氏になるとした。△夫婦同姓▽の歴史は高々一一〇年である。

一九四七年（昭二二）改正民法は夫婦同氏を定めたが、男女平等の理念に沿い夫婦は合意により夫または妻のいずれかの氏を称するとした。このことにより妻は戸主の氏からは解放されたが、「氏」と「家」とは完全に分離されず、現在の混乱の原因ともなっているといわれる。

5. 一一〇年の伝統の錯覚 夫婦同姓はこたわるべきものか

外国の制度は様々である。フランスは夫婦別姓、子は父の氏が原則。ドイツは夫婦同姓、夫または妻の氏の選択制度。イギリスは結婚で妻が夫の氏を称するのが通例、離婚して全く新しい氏を称することができる。イタリアは妻はその固有の家名に

夫の家名を付加する。韓国は夫婦別姓。中国は夫婦別姓であったが、中華人民共和国では婚姻前の姓・夫婦いづれかの姓・両者の結合姓とする自由を認めた。実に様々である。

明治政府は、それまでの伝統を捨て「夫婦同姓」を強制した。この強制が一一〇年続き、近代国家成立の過程で「日本文化そのもの」と考える意識を生んだ。しかし、人が個人としての自覚を高めれば氏名も個人の「identity」を現すのは当然だし、個人の尊厳の尊重を基調とする市民社会になれば夫婦別姓も当然の流れでないか。

6. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△同居の夫婦が別々の姓を名のるのは不自然。△基本的人権からいえば民法の規定は変えるべきだが、手続きや書類などで煩雑になるのではないか。△夫婦はどちらでもいい。しかし、子供が親の姓名しか名のれないのは人権上問題では。△離婚すると緑色の用紙が渡される。一四日以内に出せば旧姓に戻る。△戸籍法を改定して時代の流れに対処するより民法で行うべきでは。△法律家にとっても姓名の歴史的な推移と成立ちを理解することが必要と分かる。△お墓・男系天皇制・家族制度など日本の伝統といわれる制度はせいぜい明治国家以降のもの。日本人はそれに呪縛され固有の伝統と思い込まされている……。

●講評

戸籍謄本に長男（女）・次男（女）・三男（女）という番号はなくなった。人権の観点からは当然だが、実務上の作業からは番号があったほうが便利である。墳墓の継承を法律は定めていない。伝統的な家名・家系の継続は家族の協議で決めて行くのがいいだろう。日本の民法は主に大陸法に起源をもつが、家族・家名を考える場合民法典における氏名の役割は興味深く、更に研究すべき課題であろう。

二〇〇七年九月二日（金） 宮地 義紀

三四、町内会は住民のものになるか

東海豪雨体験から考える

1. 東海豪雨体験 それはゼミ仲間の大声から始まった
二〇〇〇年九月一日（月）は現在のゼミの前身中京大オーブンカレッジ「人権の法律問題」の後期第一講の開校日だった。大雨警報は出ていたけれど出席した。午後八時半頃家からゼミ事務局に電話があって、「早く帰ってほしい」とのことだった。ゼミのテーマが面白かったので最後までいて地下鉄八事駅に行くくと電車が止まっていた。ごった返す待合客の中からゼミ仲間の野口さん（元刑事）が偶然私をみつけて、「塩釜口からの折り返しができるよ」と大声で教えてくれた。飛び乗って上小田井

駅に行ったが、その先の名鉄はストップ。大雨の中を歩いて、夜中の一二時頃下小田井駅近くの自宅に着いた。当時私は西枇杷島町の大和中部町内会長だった。

帰ると早速、「庄内川流域が危険水位なので、住民に避難勧告を連絡してくれ」と役場から電話がかかってきた。これが、「東海豪雨」当日の私の体験であり、町役場との関りの始まりであった。

2. 豪雨・大水害の中での町内会活動を振り返る 公聴会での発言

本年六月二二日（金）「庄内川水系河川整備計画公聴会」が、みずとびあ庄内で開催され、私は八人の公述人の一人として発言した。町内会長としての対応と感想を述べたので、少し長い公聴会の議事録を引用する。

「清須市西枇杷島町南大和の宮城晴明です。平成一二年九月の東海豪雨のとき、私は西枇杷島町大和中部町内会長でした。町内会と隣組が基礎組織です。区域には、大和神社、コミュニティセンター、大和公園があります。一一組・九七戸だったと記憶します。役場から避難勧告の電話があり、直ちに各組当番さんに伝えました。私は勧告という言葉が弱すぎる気がしましたので、役場に避難命令はいつでるのか聞きました。勧告が命令と同じで避難命令はでない聞き、再び確認に回りました。／私の町内の避難場所は、町民会館と創造センターでした。

二箇所ですから引率は考えませんでした。私は消防団体験二年です。水防にも参加したことがあります。消防団は町内から選出されています。私は避難できなかった人のことを考え、避難しませんでした。この判断の是非は、今でもなにとはいえせん。明け方、病身で高齢のお宅に自衛隊の救援ボートが来たときに立ち会ってくれといわれたので、避難しなかったことがよかったのかもしれないとも思っています。朝になって、何軒かが避難しなかったことが分かりました。役場に出向き食事のことを確かめたら、避難しないものには出ないとのことでした。食事時間が済んでから、余ればあるかもしれないと思って行きましたが、矢張り避難しない人には出ないということでした。初期の段階ではやむを得ないと自分は判断しました。／町内会長の備品で最も役に立ったのはトランジスタラジオでした。全国ニュースは固有名詞が西枇杷島町中心でしたので、救援も復旧も早いと判断しました。町内は全戸一m以上の床上浸水です。倒れた家具、跳ね上がった畳などの処理が緊急です。水害ゴミの処理のやり方を、役場に絶えず出かけ聞くことにしました。／区域内にゴミ集積場となった大和公園があります。西枇杷島町内全体をみて、大和公園のゴミの集積が一番ひどいと客観的に思えました。事実、ごみ収集業者の天府ユニティの方達が全力をあげてゴミ処理に、大和町を最初にやっていたできました。そのときの努力は本当に感動的なものです。／各戸のゴミ処理はボランティアのご協力がなければできません。

した。出たゴミで通路がふさがった道を開くのは、個人の努力ではできません。これを助けてくれたのは、日本共産党の救援隊、小型トラックとジャッキを持ってきた人達のおかげでできました。個人以外では、私の接した宗教団体の解脱会とか倫理宏正会の方の献身的な努力に感謝しています。／町内に東海理化の寮があります。片付けに来た会社の人達に、東海理化出身の近藤町長を助けるように自分は申し上げました。町長のお母さんが病身でしたので、その心情を自分は心配していたのです。(その後)町長のお母さんは亡くなりました。

町長も病気で倒れました。助役も退任後亡くなりました。公民館長も倒れて亡くなりました。私の後任の町内会長も任期途中でやめられ亡くなりました。私の町内から三人の町会議員の方が出ていましたが、今××さんが元気でみえたので安心しましたが、××さんも大病をされ倒れたというふうに自分は思っています。

一人の方は身体障害者になられています。一人の方はなくなられました。だから、東海豪雨の歴史はまだ語りつくされていません。私たちの宿題だと思っています。」

3. 根強い町内会活動非協力 でも災害にあったときの助け合いの基礎は町内会

ここに町内会活動と自分は別と考える普通の住民感覚の新聞投書がある。西尾市に住む準農村地区の男性七〇歳で、クリー

ン作戦の欠席者に対する二千万徴収について、「町内活動は自主活動が原則……強制すれば統制が取れて役員の方は楽だ。でもそれでは町民の自由と人権は無視される。もっと民主的で思いやりのある町内会活動になってほしいと日々祈念している」(朝日〇七・九・一〇)。一方で災害被災地の救援活動を行っているNPO法人「レスキューストックヤード」の栗田代表はいう、「ボランティアが被災者の需要に答えるためには、地域に寄り添わないといけない。いきなりボランティアが一軒一軒訪ねても住民は何も言わない。仲介者として民生委員や町内会に入ってもらわねばならない」(朝日〇七・一〇・三「この人に聞きたい」)。

町内会は、行政の末端を担う機能をもっていて、補助金を貰い行政に都合よく利用される面がある。また「天皇が国の父、皇后が母。隣組は擬似的な親類」とし、国策として銃後を支配し、住民を監視・統制した歴史(内務省訓令「部落会町内会等整備要領」一九四〇年)の記憶がある。このあたりに町内会嫌いの原因があるだろう。

私は町内会長として東海豪雨の被害にあい、毎日水に浸かって役場と町内を往復しながら、次の感想をもつようになった。町内会・隣組は住民の基礎組織である、町内会長は町内会がカバーする地域の責任をもつ、町内会長は避難したもの・避難しなかったもの両方に責任をもつ、町内会長は独自に判断しなければならぬことがある、町内会長は行政当局と団結しなければ

ばならない、避難勧告は命令と同じ意味をもつ、消防団員は動員されると公的になる（自分の家のことができない）……。災害にあったとき住民の助け合いの基礎は町内会にあり、町内会長は自ら助け合いに率先し、地元政府（役場）と協力して当らねばならない、ということである。

4. 自主的な町内会作りは民主主義実現のための試金石

現在、ゴミだし指導や広報紙配布など、暮らしに身近な町内会のあり方を見直す地域が増えている。行政の末端組織として利用してきた町内会を、自治体が広域化や財政難を理由に切り離すためだが、その中で防災や街づくりに独自に取り組む町内会が現れている。（朝日〇七・九・九「列島³⁶⁹」など）

かつては人々の権利や福祉、生きがいを支えた労働組合や企業、政党が意義を失い、住民組織やNPOが力を蓄え始めた時代である。危機にあったときの助け合いの場は町内会である。住民が生活を支えあい生きがいをもち合う自主的な町内会作りは、日本人の基本的な人権と民主主義の実現のための試金石だと思う。

5. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△町内会活動を個人情報保護法が阻害する場合がある。△会長・代表・組長という町内会長の役があるがやりたがらない。現役の勤め人は実際できない。△広報の配布を新聞配店と契約する

ようになった。町内会の連絡網の役をなさなくなる。△古い部落に新しいマンションが加わると新しい対立の種となる場合がある。△信仰の自由などの民主的見解の持ち主が町内会活動をおおざりにする場合がある。△町内会は自主的組織だから強制するのはおかしいという意見こそがおいしい。△同じ町内で学区が違ったり、違う町内で通学する学校が同じ場合と色々。助け合いの単位を住民自ら作る必要がある。△外人の問題、高齢化にどう対応して行くか。△共通する住民助け合いの組織としての町内会を理解して活動に参加していこう……。

●講評

住民は基本的に個人中心主義になりがちで、自分の生活が快適ならそれでいいと考える。幸せとは何かという基本的な点ではやむをえないが、履き違えの権利が多すぎる。だからこそ、幸せに対する規範意識を共有する措置をどう作るかが問題となる。規範意識を子供の頃から教え育むシステムが必要である。小学校から社会の中の生き方のルールを教えるほうがよい。英国の青年達は、茶髪やパンクでも社会のルールは身についていると思う。

日本人の規範性はリサイクルの分別管理の強制のようにやりすぎ、押付け傾向もある。フリーな対応が取れないか。

二〇〇七年一月一九日（金） 宮城 晴明

三五、労働基準法改悪に抗して

戦後レジーム世代から期待を込めて

1. 二〇〇三年の労働基準法改定は雇用のネオリベ改革の完成を目指した

〇四年九月、私はグループ人権のゼミで「二〇〇三年改定労働基準法と整理解雇」というタイトルで報告したが、内容をそれまで労働基準法にはなかった解雇条項挿入（第一八条の二）の問題に絞った。しかしながら、二〇〇三年六月の小泉労働法改定は、解雇条項挿入・有期労働契約の一年から三年への延長・裁量労働制を専門業務型十企画業務型に拡大の労働基準法三点改定と、労働者派遣に製造業を追加しほぼ完全自由化に、という条項を加えたもので、「総合規制改革会議」がめざす雇用のネオリベ改革完成へのスタートであった。果たせるかな、〇二年の非正規雇用者率は二八・七％であったが〇六年には三三・二％に増加し、この時期に大企業は収益を拡大し続けた。

小泉内閣を継承した安倍内閣は、余勢を駆ってホワイトカラーエグゼンプションや解雇の金銭的解決を含む労働法制改革＝労働ビッグバンを目論んだが、国会提出を断念した。それだけでなく、〇六年夏頃からキャノンやニコン、日野自動車など日本を代表する大企業での△偽装請負▽や△偽装出向▽が、暴露された。労働基準法を中心に、労働基本権から逸脱した労働法改定の経緯をみる。

2. 解雇条項挿入は派遣労働者の生存権を奪う

先ず解雇条項。元々憲法で定める生存権・労働基本権など基本的人権に基づく戦後の労働法（労働組合法・労働基準法など）は、解雇を前提にしていなかった。労働基準法では、第二〇条で「三〇日前の予告か、三〇日分の賃金を払えば解雇できる」という以外は、解雇の事由は退職に関する条項として△就業規則▽に記載し明示するものとした。一般に就業規則には、勤務不良や犯罪行為を犯した場合の懲戒解雇や経営不振・天変地異などによる事業続行の不可能などの条項が記載された。それでも、解雇が問題となった場合、裁判や労働委員会裁定などの積み重ねにより、次の判例法理が定着していた。■解雇権濫用（就業規則違反による懲戒解雇）……社会的通念上相当で合理的理由のない解雇は解雇権の濫用として無効。（一九七七・一・三一「高知放送事件」最高裁第二小法廷）■整理解雇四条件……経営不振などにより従業員数を削減する必要に迫られたという解雇が合理性のある有効なものとするためには、①人員整理の必要性 ②解雇回避の努力義務 ③非解雇者の基準・選定の合理性 ④手続きの妥当性の四条件が必要。（一九七九・一〇・二九「東洋酸素事件」東京高裁）

国会に提出された法案は、「使用者は……解雇できる」とされたが、成立した法文は法案の但し書きだけが残り「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でない」と認めら

れない限りは、その権利を濫用したものととして、無効とする」
となった。とはいえ、第一八条二項の挿入は、長年に積みあ
がった労使慣行を突き崩すものであった。

問題は解雇条項だけではなかった。○三年六月の労働基準法
三点改定と労働者派遣法に即していえば、有期労働契約期間の
延長は派遣労働者の正社員化への道を塞いだばかりでなく、
ハ日雇い派遣▽やハ偽装請負▽という使い捨て労働を生んだ。
企画型業務への裁量労働制の規制緩和は管理職や店長の長時間
不払い残業の温床となり、不正規雇用の蔓延で、派遣労働者が
簡単にクビを切られる。

○三年当時、未だ与党内にはネオリベ改革への躊躇や反対が
あった。五月二三日の衆院厚生労働委員会で、自民党筆頭理事
の長勢甚遠議員は質問した。「総合規制改革会議は、従来の終
身雇用の弊害をあげつらうだけでなく、長期雇用そのものを否
定して労働移動の促進に極めて熱心な考え方になっておる……
こんなシステムで勤労生活をまっとうできる労働者はどれだけ
いるだろう……この方向でいきますと、日本はどんな社会にな
るんだろうと考え、まさに慄然とした思いがいたします」。し
かしながら、長勢議員自身○五年一〇月郵政選挙後の小泉内閣
の内閣官房副長官に抜擢され、更に安倍内閣の法務大臣に就任
し、只管閣僚としてネオリベ路線に追隨して行く。
その後、この国の雇用は將に長勢議員のいうハ慄然とした思
い▽の方向へ、急ピッチに進んでいった。

3. 総合規制改革会議はエリート以外の雇用を非正規化しよう
としたか

総合規制改革会議の雇用政策は、日経連の「新時代の日本の
経営」(一九九五年)の実現化である。この中で、日経連は雇
用を三つのグループに分ける。管理・総合・技術部門の基幹職
はエリート層で「長期蓄積能力活用型グループ」としてハ期間
の定めない雇用契約(正社員)▽、企画・営業・研究などのス
ペシャリストは「高度専門能力活用型グループ」で専門職そし
て現場労働者や販売部門は「雇用柔軟型グループ」で基幹職や
専門職に従属する。そして、後二者には有期雇用契約が適用さ
れ、スペシャリストは専門能力が生かせるうちは優遇されるが
陳腐化すると不要になる。現場労働者の雇用は柔軟で、企業が
雇いたいときに雇い、不要になればクビにする。

そして、総合規制改革会議は、既に○三年三月の閣議決定
「規制改革推進三カ年計画(再改定)」の中で、ホワイトカラー
エグゼンプション・解雇ルールの法制化・解雇の金銭解決など
を、提言した。

4. 中曽根改革に始まる民営化路線は「戦前レジーム」への回
帰か

二〇〇〇年代の雪崩のごとき規制緩和は、八一年の第二臨調
(土光臨調)と中曽根内閣の戦後政治の総決算に始まる。土光

臨調の増税なき財政再建は、八五年のプラザ合意とサッチャリズムやレーガノミクスの流れを受けて、ネオリベ化する。八六年前川レポートは、輸出型から内需主導型の経済の転換と、雇用創出と労働時間の短縮をいう。かくして、八七年週四八時間から四〇時間への時短と裁量労働制など労働時間の弾力化を伴う、労働基準法大改正が実施される。市場開放は、民営化路線となり八七年国鉄が解体・民営化され、電電公社などが続く。

国鉄の民営化は、国労の解体になる。国労の解体は総評の解体となり、八九年民間主導の労働戦線が統一される。九八年大勢が民主党に移った社会党（九六年社民党に名称変更）は、弱小政党になり政治の五〇年体制は終焉する。総評の解体は社会党の解体となったのである。中曽根元首相は、「国鉄民営化の表向きの動機は第二臨調のいう官民の役割分担、競争原理の導入による効率化などだが、本音は国労潰し、ひいては総評潰し、社会党潰しであった」という。つまり、憲法尊重義務がある内閣総理大臣が、不等労働行為をやっていたのである。

ネオリベ改革の中で、労働者の賃金は減少し、株主配当と役員賞与が増大する。就職氷河期の中で若者の非正規雇用化・ワーキングプアが問題となっている。伊東光晴京大名誉教授は、「戦前の労働者の一部が派遣業者によって、半ば暴力的な搾取にあったことの反省から、職業紹介は公共機関と学校とした」と、派遣業者が跋扈する現状を九五年牛尾治郎が代表幹事となった以降の経済同友会の一八〇度の転換にあるとし、空しさを感じ

じる。労働者派遣法生みの親といわれる高梨信大名誉教授は、元々高賃金の専門職の働き易さのために作った法律が製造業に及んだことを「戦前の手配師を認めるに等しい」という。雇用の「戦後レジーム」の解体は、「戦前レジーム」への復帰か。成果主義に対抗する管理職達が「管理職ユニオン」を結成したように、いまや派遣労働者達が「派遣ユニオン」や「ガテン系連帯」を組織して立ち上がった。彼らの闘いに期待したい。

5. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△小泉が目指した改革はアメリカ流のネオリベ改革だが、何故皆んなそちらへ流れたか。△財政再建を政治家は本気で考えていない。小泉改革の市場化はアメリカに従属するだけではないか。何故アメリカの国債を買うのか。△労働者が何故天下国家を論じるか。悪くなる生活や雇用を何とかせよというだけではない。△市場原理主義は手段を問わない金儲けをよしとした。学校で株取引を教えよという。△労働者がお互いに競争する社会になった。人権が希薄になる。△日雇い派遣は労働者を貧乏にした筈だが、まだ余裕があるようにみえる。△国際競争があればコストを下げる必要がある。△大学教員の非常勤講師化が促進され、いつでも切られる状態になっている。教科が商品化されている。△埼玉大学の非常勤講師の闘いを自治労が支援している。△教員免許一〇年更新の評価制となり、いまや高校教員も聖職（政府）・専門職（組合）を超えて労働者化しつつある……。

● 講評

大学では第三者評価機関による監視機能が強まっている。それが少子化に伴い、親の意見や企業のニーズを気にして、研究よりも教育を重視する大学が増えている。また、教員を使い易くするために、任期を一〇年の更新制にする方向になりつつある。教員の身分が労働者化し、年配の博士の就職も保証の限りでなくなってきた。

労働基準法は、労働基本権のマグナカルタである筈だが、最近の様子は問題が多い。労働者が、働く者のステイタスを確保するためにも自分達の周りの法律をみつめなおすのは、基本的人権のための重要な作業であろう。

二〇〇七年一月一六日(金) 鈴木 信重

三六、新しい人権と人格権・幸福追求権の展開 一三条を生かすために

1. 「新しい人権」と人格権という視点

これまで基本的人権についての個人の尊重・幸福追求権の意義、新しい人権を考えるうえでの一三条の意味を述べてきたが、憲法論議の中で問題となる「新しい人権」を巡って、二つの点を指摘したい。ひとつは、プライバシー権や知る権利などと環

境権・日照権・眺望権などの間には法的根拠の違いがないかという点。もうひとつは、四大環境訴訟のひとつ大阪空港訴訟の控訴審で大阪高裁は夜間騒音による生活妨害について環境権を前提として認め「人格権」を前面にだした道義的な判断をしたが、若干の齟齬を感じる点である。つまり、生命権・身体権・肖像権・名誉権など民法七〇九条以下の不法行為で民事上保護されている権利と「人格権」という条項を強調することは、反って環境に対する権利という独自の人権を後退させているのではないかという疑問が残る。

2. 社会の進展が生み出す人権侵害と一三条の意義

個人の尊重と幸福追求権など基本的人権を制約する条項として、八公共の福祉がある。GHQを含む当初の立案者は制約条項を考えていたようだが、むしろ知る権利と表現の自由、財産権と職業選択の自由など人権そのものの対立概念を考慮したい。また、一三条の法源はロックの財産権保護にもよるが、それ以上にマグナカルタ以降の熟成されたものとしていけばヨーロッパ思想の原理的な集大成としてある。従って、これからの人権訴訟や「新しい人権」を考えていくうえで、単に他に条項がないから一三条を根拠にするのではなく、人格権・自由権とりわけ幸福追求権の意義を更に深め展開していくことが重要となる。

社会の進展とともに生活は便利になる一方で、テクノロジー

の進化や社会生活の複雑化が、それまでにはなかった人権の侵害を生みだす。公害による環境破壊もそうだしメールの被害が青少年を蝕む、あるいは核社会の中でいじめや老人・幼児虐待が起こる。幸福追求権はこういった侵害に対する「新しい人権」を考えるためのキーワードとなる。アフリカ住民が飲料水を取れない問題や外国人の参政権を基本的人権として追及する立場も同様であろう。更に、一二条を支えるために九八条の最高法規や一二条の自由・権利の保持義務に基づく「抵抗権」を行使することも必要だろう。人々を取り巻く社会の様子や生活の様式もどんどん変わってくる。変化する時代の中で、例えば労働運動の進め方・住民自治の在り方などを、生活の場面から時代の状況に即した人権としての意義を考えていかねばならないが、一二条は論拠になりうるであろう。

3. 環境権は八事の下宿屋から始まり積極的な権利となった

プライバシー権・知る権利・情報公開請求権・学習権・環境権・日照権・眺望権など、これらを「新しい人権」(「来るべき人権」でも構わないが)というとき、支持する立場・非難する立場・声援する立場と色々あるが、それらが現実の権利である点には異論がないだろう。環境権の範疇に日照権がある。日照権は八事の下宿屋の洗濯物が乾かないことから始まって全国的に広がり、いまや建築基準法に日照条件が規定されるようになった。

環境権から「新しい人権」を考えてみる。まず環境権は生活に対する侵害として人格権から入ったため、環境に対する利益を広くとることになり訴訟の間口が広がった。そのため、日本では環境保護の立法が世界に先駆けて成立したが、加害者と被害者の関係を見ると法的利益救済になりがちとなり、よりよい環境で生活する権利の面が疎かになった。いまや、積極的権利としての環境権の主張が必要でないか。例えば日照権を見てみよう。太陽の光は自ら手に入れたものではないが、自然を享受する財産で物件的な権利である。實際上、日照権は建築基準法や条例などで定められ民法上の権利として取引の対象になるが、全ての市民に平等に与えられた権利としての違いを理解すれば、妨害に対しては一二条の個人の尊厳と幸福追求権の侵害となるであろう。

4. 「知る権利」と「プライバシー権」を巡って

「知る権利」の先進国はアメリカである。第二次大戦が終わった頃、「サンシャイン・ロー」ができて政府情報は二〇年たつと全て公開することになった。西ドイツは「出版法」を作り、官公庁の情報は原則公開することとした。つまり、「知る権利」が政府や自治体に情報公開を義務づけたわけである。人々が金を出し合って集めた情報を政府が独占するべきでないというのがその根拠である。日本では沖縄密約事件が契機になりその声が広がった。「知る権利」はメディアが暴露したからあるので

なく、元々人々の所有に基づく権利性に根拠がある。

「プライバシー権」も「知る権利」も「国際人権規約B規約（自由権）」に定められ日本は批准しているが、あるというプログラム規程だけでは機能を果たすことはできない。従って、「日本国憲法」一三条を根拠に国内法に取り入れ、裁判所の機能により規範力を持たせなければ、あるというだけのものになってしまうであろう。

5. 「エホバの証人事件」と人格権の問題

「人格権」について。「エホバの証人事件」（神が禁止するものとして患者が輸血を拒否した）で、医師法に基づき生命を救うために輸血治療を実施した医師を支持した東京地裁判決を控訴審（東京高裁）は覆した（一九九八年）。最高裁は、患者の「自己決定権」に基づき控訴審を支持した（二〇〇〇年）。つまり、「インフォームドコンセント」は具体的な患者に即して行われ各個人が有する自己の人生のあり方（ライフスタイル）は自らが決定することができるという「自己決定権」に由来する」とし、エホバを勝たせたわけである。

ライフスタイルとは、「やってもらっては困る」ということを何で阻害されなければならないか」ということである。この訴訟で、一審東京地裁は、本人が何をいおうと輸血をしなければ死ぬと判断したら医師は患者の生命を救うため輸血せよと判断したのに対し、控訴審（東京高裁）は「本人が無輸血の治療を

してくれ」といったら医師はそうせよとし、最高裁はそれを支持した。その理由はライフスタイルⅡ「自己決定権」、つまり自分の生命は自分で決めよということであり、論拠は「人格権」である。この論理を推し進めると、安楽死の問題に結びつく。既に、オランダでは医師二人の同意があれば安楽死が認められている。

効果はどうなるか。一審の判決が司法判断として定着すると生命救済に対する判断は医師の治療に委ねられ、控訴審や最高裁の場合は本人の決定に任せる。控訴審Ⅱ最高裁判決の結果は、「自己決定権」に基づく医療訴訟事件に現れる。「人格権」の基本は慰謝料請求である。慰謝料請求は目に見えない精神的ダメージ（民七〇一条）の補償でありその効果は遺族にまで及ぶ（民七一条）。つまり、民法の不法行為は「人格権」の慰謝料請求によって償われる。物的損害（民七〇九条）は計量できるが精神的損害は計量できない。そのため、「新しい人権」という以上、不法行為に対する慰謝料請求まで精緻に理論づけなければ説得性がないであろう。

6. 人格権は上告理由に耐えるか

控訴する場合提出する「控訴理由書」にはどの先例判例に違反するかとの条文に違反するかを書かなければならない。最高裁への「上告理由書」には救済から引き出した権利あるいは法的利益を証拠づけるために、憲法の条項を入れなければなら

ない。その場合、成文主義であるから憲法のどの条項に当るかを示さねばならない。「新しい人権」や権利・法的利益の根拠を一三条に求める場合、「人格権」は耐えうるだろうか。

(文責：鈴木)

7. 報告テーマに対する質疑討論要旨

△IT社会で個人情報保護を含めた情報コントロール権が発生しプライバシー権の概念が変わってきていないか。一三条は情報化社会のプライバシー権に適用するか。△丸刈りは人格権を否定したが、丸刈りにしたい連中には利かない。△強制された丸刈りとファッションとしてやる丸刈りは違う。△丸刈りを自己決定権の侵害で論ずるより表現の自由の侵害と捉えたほうがよいのでは。△人格権侵害という不法行為と表現の自由の両立はありうる。△ライフスタイルの使い方を押し出すのはネオリベの論理ではないか。△いつの時代でもひとつの基準で自己決定できるか。民法上の権利は不法行為からの救済を幅広く捉える。△イギリスに住むと自分のスタイルで家が建てられない。屋根も窓も規制を受けるしTVアンテナを勝手につけられない。△イギリスの「コモン・ロー」はプライバシー権の環境権によるひとつの規制だろう。△日本人は水に恵まれているが世界に水がないために年間一〇〇〇万人が死んでいる。基本的人権の侵害だ。△認知症の人に自己決定権があるか。ここには利用者とヘルパーの自己決定権の葛藤がある。△何のために医者は医

療をやるか。医者がやりたければ自分の医療をやればいい。医者は訴訟でやられないために団結権が必要。△基本的人権を守るためには抵抗権と同時に団結権をもつべきだ……。

二〇〇八年一月二五日(金) 松本 昌悦

三七、安全で安心な水を飲むために

基本的人権と水 part 2

1. 水を基本的人権から考える視点

二〇〇六年一〇月のゼミで、私は「基本的人権と水 世界中の水に恵まれない人に一滴の水を」と題して報告した(『会報二四号』)。そこでは、河川を巡る国際紛争やアフリカの早魃や水不足に触れ、豊富に水が手に入るようにみえる日本人の水への思想と汚染の問題を考えた。そして、水を単なる「必需品」ではなく「人権」と考える方向を示した。今回は、環境権・人権権を含む基本的人権の展開Ⅱ「新しい人権」も視野に入れて考えを進める。つまり、私達には自然の水を飲む権利があり、私達の生命を育む水を確認することは身近な環境破壊から人権を守ることでないかという考え方である。

2. 水道水が遠ざかり世界から水を買うにあたる

日本人は、水をいつでも手に入るものと思っている。確かに、

水道の蛇口をひねれば簡単に水がでる。しかし、世界で水の最も豊かな国といわれるこの国で、水道水が家庭から遠ざかりつつあり、しかも世界から水が大量に流れ込む。「水道がまずい」「水道水が不安だ」という機運が優勢となり、水道水よりも値段が高いミネラルウォーターやペットボトルの水が飛ぶように売れている。もうひとつはバーチャル・ウォーター（仮想水）である。小麦一キ作るのに、一五〇㍑の水が要る。米一キに二、六五〇㍑、牛肉一キに一五、九七〇㍑。食料自給率四〇％のこの国は、食糧を輸入することにより世界の水を収奪しているのである。ちなみに、ミネラルウォーターの二㍑ボトルは㍑換算九〇円、水道料は（東京都）〇・一二円。食料輸入量三、〇〇〇万㍑のバーチャル・ウォーターは年間六四〇億㍑、日本の総水資源使用量の三分の二に当るともいわれる。

3. 水の安全・安心は確保されているか 日本の水事情をみる

水道水をカルキ臭いといつて飲まない、井戸水を飲んだら健康被害にあったという。公共事業に利権がはびこり無駄とみえるダムや河口堰ができる。国は家庭に供給する水道水の安全と安心を保障しているが、本当に大丈夫か。この国の水事情について考えてみよう。

「水道水」一八八七年（明二〇）横浜で緩速濾過処理方式の近代水道が始まり、以降公共事業となった。一九四五年普及率は二〇％だったが八〇年九〇％、二〇〇五年には九七・二％と

なった。東京オリンピック（一九六四）頃までは水源は川と井戸だったが、水道普及率を上げることが国の水道行政の目的となり、また人口が増加する都市への水供給のためダムの時代が本格化した。日本人は一日三㍑の水を飲み、風呂や洗濯を含め二三〇㍑の水を使う。一方で国民は水道を信用せず、国も水の安全を積極的に宣伝しない。公営の用水事業は、安い水を供給するシステムとして全国に広がった。しかし、その水道事業が行き詰りつつある。水の汚染と供給システム、そして水道事業体としての面からみる。

(1) 水の汚染と供給システム 水源は表流水（河川・湖・ダムなど）七二％と地下水（井戸・伏流水）二五％で取水口から浄水場に送られ沈殿・濾過・カルキ消毒され、どんなに汚れた水でも浄化され水道水になる。給水所で集中コントロールされ各家庭に送られる。五℃前後に冷やされた水道水は、ミネラルウォーターと味は変わらない。問題の第一点は水源の汚染である。主な原因は下水などによる腐敗性物質BOD・COD汚染、有害物による汚染、水源地の汚染（登山者のマナー）・ゴルフ場・山村地の下水処理設備・生活廃水の混入・自動車排気ガス・家畜糞尿など環境問題である。第二点は供給システムの問題である。濾過処理過程で使用する塩素が水に含まれる物質と化学反応を起こし発がん性物質（トリハロメタン）に変化することが指摘された。古い石綿管による汚染や家庭配管の鉛管の危険物混入がある。給水所から家庭に至る管路の汚染が指摘され一

部では改良も進められたが、家庭内配管までは管理されない。更に第三点、供給される水は飲料水も生活水（風呂や洗濯水）も一緒である。上述のように濾過された水の一〇％は人間の体内に入るが、九〇％は生活廃水として汚染して捨てられる。

(2)水道事業の体質と問題 水道事業は公共事業だが、自治体によって使用する部材は異なる。例えば名古屋市のメーター仕様は近隣の市町村と同一ではない。水道事業体は全国で一七、一〇九箇所（二〇〇六年）あり、事業所数としては簡易水道七、七九四箇所と寄宿舎など個人専用七、六一一箇所が多いが、利用者は各自自治体の末端給水事業一、六〇二箇所に集中する。規制緩和の中で郵政まで民営化されたが、実は水道事業は民営化されない。ライフラインのうち、電気・ガスは民営だが浄水と下水は公営である。公営事業には長く「指定工事店制度」があったが、規制緩和により大幅に改革された。水道法や地方公営企業法で、水道事業は市町村営の「独立採算」でやるとされている。地下水からの水源に頼っていた地域では地下水が枯れ、新たに水源を遠くに求めた。すると何がおきるか。先ず、料金格差である。最高は山形県酒田市松山地区月二〇ト当り六、一三二円、最低兵庫県赤穂市八二九円、全国平均二、九九二円（〇六年四月）。因みに東京はニューヨークの三・二五倍、ロンドンの一・三六倍。次が、借金と補助金付け。建設や修理のための投資額は一九六六年一、四〇〇億円、九五年一兆八、八〇〇億円。九五年の料金収入二兆二、〇〇〇億円に対し、企業歳の

元利合計九、七〇〇億円、営業費用二兆五、一八八億円。今後人口の減少と併せて水需要は低迷し、浄水技術の高度化・震災対策など費用は増えるばかりである。採算面から海外では民営化が進んだが、民営化は「貧乏人は水道水を飲むな」という利益主導主義になる。一部の国では、国民をまきこんだ問題に発展した。

〔長良川河口堰〕一九六二年長良川と揖斐川を含む木曽川水系は「水資源開発水系」に指定され、国が直接手がけることになった。六五年木曽川水系フルプランとなり内閣により決定。堰の本命は当初から「利水」にあった。建設費一、五〇〇億円、これに長良導水事業三二八億円と中勢水道用水供給事業一、一八一億円が加わる。利水の内容は水道三〇％・工業用水七〇％だったが、工業用水の需要はなかった。現在水道水の水利権を愛知県・三重県・名古屋市が分担し年額三二〇億円の税金が投入される。更に、徳山ダムができた。

〔地下水〕以前は五く六畧掘れば井戸水がでた。しかし、農薬や肥料、ハイテク工業などの土壌汚染により、地下水自体が汚染されつつある。深井戸の場合、地上から最低でも三〇畧以下の滞水槽まで掘らなければならないが、ここでも汚染の問題が発生している。地下水の汚染は土壌汚染の問題であり、一部ではマンション建設指止め訴訟にまで広がりがつつあるが、汚染土壌の無害化には地下水同様に多額の費用がかかる。

4. 水の安心・安全を受ける権利としての環境権

水道の源泉や地下水が壊されてきた。これは大切な生命を削るという行為である。環境は誰でもが平等に享受できるものであり、全ての人々のものである。それは誰も勝手に壊すことはできない。将来、水が豊富であった日本でマトモに水を飲めないことが起こるなら、原因は利益を求めすぎた企業と楽を求めすぎた個人が生み出した弊害である。河川と海・地下水や土壌が私達に警告を発している。警告を無視することにより確実にやってくる結果を阻止するため、今立ち上がるときだろう。

現在充分に水道水は安全であり、冷やせば美味しくミネラルウォーターと変わらない。水道水から遠ざかるのでなくその重要性を、安心して使える安全な水の供給を受ける権利を、人権問題として主張すべきである。かつて政治は多くの犠牲者を出しながら公害の原因を特定するのを躊躇し、敢えて企業を守ってきた。「水道水が臭く、まずくて飲めない」などの意見が多くなってからでは手遅れである。○六年一〇月の報告で水の不足が招く国際的な不幸を取り上げたが、日本のバーチャル・ウォーターにもひとつの原因がある。安全で安心な水を求める権利として、環境権が具体的な法的効果と訴訟における機能を果たすことができるよう考えていきたい。

● 講評

実際水道業を経営すると本質的な問題がみえてくる。人権の

問題で捉えると、環境権に繋がってくるという指摘は的確であると思う。環境権を捉える場合、豊かな自然環境・利便さとのバランスによる人口の環境・人間が育んできた歴史的価値などからみて、安心して安全にすばらしい環境の下で暮らす権利とすることができる。環境権は憲法論から論ずる場合、人権論に基づく抽象的な論理になるので、人が生きるという具体的な論理が法律の中で生かされなければならない。例えば、日照権は建築基準法に日照時間などの条件が規定されている。

水については、道路や河川関係法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法など生々しい法律はあるが、環境権として生かされていない。深井戸の滞水槽の汚染まで懸念される場合、安全で安心な水を享受するために、汚染防止・水質確保・安定供給のための、法の規制を具体的に整備しなければならない。

二〇〇八年二月一日(金) 梅村 勝